

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 齋藤圭介

本論文は、生殖に関する男女の絶対的な非対称を前提に、いかなる指針を用いて男女平等な社会像を構想しうるかを探究する意欲的な論文である。具体的にはフェミニズム、男性学、J. Rawls の正義論、ケアの倫理論などを題材に、個々の男性に再生産費用／ケア労働を求めめる方策が正当化されるべき社会構想として提示される。

第1章と2章では、家父長制を批判し自己決定を擁護するフェミニズム思想が受精から出産までの期間のみを議論する傾向があるのに対し、「再生産コストの分配問題」に関しては養育段階のみを議論する傾向があったこと、男性が不可視化されていたことが説得的に述べられる。

第3章と4章では、経験的データの検討を通して、生殖と男性が不可分の関係にあることを確認するとともに、養育以前の性交や妊娠段階における男性の当事者性を自覚的に議論した日本の男性学でさえ、男性の生殖責任が十分に論じられていないと論じている。

第5章では、社会の構成員にとって望ましい規範的社会像を提示した代表的な論者として J. Rawls の『正義論』と『政治的リベラリズム』を取り上げ、その男女平等の構想を、手続き的議論ではなく、市民が平等に存在できる社会を志向する規範的社会像の一環として解釈する。さらに第6章では、Rawls に対するフェミニズムからの批判の主要論点を網羅的かつ緻密に検討しつつ、Rawls の政治的リベラリズムが家族という私的領域には及ばない

第7章と8章では、ケアの倫理を提唱した C. Gilligan の登場以降、フェミニズム規範理論においてケアの倫理対正義の倫理という議論の構図が登場すること、後続するフェミニズムによって、ケアの倫理を公的領域の原理として提案する試みが前景化していることが指摘される。

第9章では、シングル・マザー論で有名な M. Fineman ならびに E. F. Kittay がケアを社会に必須の事柄と位置付け、ケアを保障する社会こそが望ましいとされることを確認した。他方、そうした社会構想のもとでは生殖から男性を不在化させることにより、結果として生殖を女性化させてしまうことが指摘される。第10章では、ここまでの理論的検討を踏まえつつ、再生産費用／ケア労働を社会化したり、経済的に支援するだけでなく、男性自身が生殖と養育の当事者としてケア労働を分担する「ケアの男女平等モデル」こそが、「望ましい社会像として男女がともに参画したい社会像」であるとして、本論文は結ばれる。

審査の過程では、生殖における男性の当事者性を組み込んだ社会理論を構築するという、社会学では前人未到の課題に対し、幅広く文献を渉猟し、Rawls らの現代正義論とフェミニズムのケア正義の関係性を丁寧に論じていく姿勢に対して高い評価が得られた。本論文がフェミニズム、男性学、リベラリズム、ケアの正義論に対する新たな視点をもたらすことに疑いはなく、当審査委員会は、本論文が博士(社会学)の学位授与に値するという結論に達した。